

奈良県歯科医師国保組合 保険料一覧表(1ヶ月)

★被保険者とは……組合員及びその世帯に属するものを被保険者といいます。

(0～75歳未満)

(世帯単位)

(40～65歳未満)

★保険料は、**一般保険料(医療保険分)** + **後期高齢者支援金** + **前期高齢者納付金賦課額** + **介護保険料** の合計額です。

< 種別 及び 保険料内訳 >

第1種…奈良県歯科医師会の会員である歯科医師で、診療報酬を得ている人、及び、その家族			
組合員 (本人)	一般保険料(医療保険分)	最高限度額	30,000 円
			5
		最低限度額	7,000 円
	均等割		廃止
	後期高齢者支援金		4,000 円
組合員の家族	前期高齢者納付金賦課額		9,300 円
	一般保険料(医療保険分)定額		4,000 円
	後期高齢者支援金		4,000 円
第2種…奈良県歯科医師会の会員である歯科医師で、診療報酬を得ていない人(勤務会員)、及び、その家族			
組合員 (本人)	一般保険料(医療保険分)	最高限度額	30,000 円
			5
		最低限度額	7,000 円
	均等割		廃止
	後期高齢者支援金		4,000 円
組合員の家族	前期高齢者納付金賦課額		6,300 円
	一般保険料(医療保険分)定額		4,000 円
	後期高齢者支援金		4,000 円
第3種…第1種組合員に雇用されている人(奈良県歯科医師会の会員でない歯科医師・技工士・歯科衛生士・歯科助手等)、及び、その家族			
組合員 (本人)	一般保険料(医療保険分)	最高限度額	30,000 円
			5
		最低限度額	7,000 円
	均等割		廃止
	後期高齢者支援金		4,000 円
組合員の家族	前期高齢者納付金賦課額		3,200 円
	一般保険料(医療保険分)定額		4,000 円
	後期高齢者支援金		4,000 円
40～65歳未満の被保険者 (第2号被保険者)	介護保険料		5,100 円
後期高齢者資格継続組合員 75歳以上で奈歯国保の資格継続 をされた人	後期高齢者保険料		5,000 円

※世帯単位の年間保険料の最高限度額を1,018,000円とする。

- 一般保険料(医療保険分)……前年度の世帯総所得金額から基礎控除額を引いた額を12で除して得た額の6%
- 後期高齢者支援金……0歳～75歳未満の被保険者の人
- 前期高齢者納付金賦課額……1世帯あたり
- 負担割合……3割(但し、未就学児2割・70歳以上原則2割・一定以上所得者3割)
- 歯科給付の実施について……自家診療は対象外